

1人暮らしの高齢者の安心のために

【救急医療情報キットの使い方】

「救急医療情報」の必要事項を記入し本体容器に入れる。



冷蔵庫に入れて保管する。



市内に住む1人暮らしの高齢者などを対象に、さまざまな事業を実施しています。

救急医療情報キット

救急搬送時や災害時に、医療や介護に関する情報などを共有し、速やかに対応するため、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先、病気などの医療情報を保管する「救急医療情報キット」を無料で配布しています。

●対象

65歳以上で、1人暮らしか高齢者のみの世帯、日中高齢者のみの世帯など。

※救急医療情報の内容に変更がある場合は、必ず内容を書き換えましょう。年に1回は内容を確認しましょう。

●問い合わせ

市地域包括支援センター
(☎656・6523)

日常生活用具給付事業

自動消火器や電磁調理器、老人用電話の購入費用を補助します。

●対象

65歳以上で市民税非課税の1人暮らし高齢者。

※自動消火器と電磁調理器については、心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要な人に限ります。

●助成限度額

各種1万円

※事前申請が必要です。購入前に相談してください。

●問い合わせ

高齢者福祉課
(☎656・6521)

緊急通報体制整備事業

急病や災害などの緊急時に迅速で適切な通報ができる「緊急通報装置」を無償で貸し出します。ボタンを押すことでいつでも異変を通報することができます。

●対象

おおむね65歳以上の1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯などで次の要件を全て満たす人。

- ・同一敷地内か同一建物に親族が居住していない人
- ・慢性的な疾患などにより日常生活で常時注意を要する人
- ・市民税非課税世帯の人

●問い合わせ

高齢者福祉課
(☎656・6521)

いわて「おげんき」みまもりシステム

5 毎日のお元気発信

1日1回決まった番号に電話し、音声ガイダンスに従って電話機の番号を押して「今日も元気です」と自分から発信する仕組みです。「お元気発信」がないときは状況に応じて地域の見守り協力者と連携し安否を確認するなど、日々見守りをします。

このシステムを利用するために新たな機器を取り付ける必要はありません。普段使用している家庭の電話機や携帯電話で利用できます。

費用は1日1回の電話料金(ひと月300円程度)です。

●対象

1人暮らし高齢者か高齢者世帯で、自分で電話をかけることができる人。

●問い合わせ

市社会福祉協議会
(☎684・1110)

事業の詳細は、各担当部署へお問い合わせください。

▼緊急通報装置





犬の飼い主のルールとマナー

●犬の登録を忘れずに

飼い主は、犬を取得した日か生後 90 日を経過した日から 30 日以内に犬の登録をすることが義務付けられています。主な登録の区分は、下表のとおりです。

ペットショップなどの販売業者より購入した犬については、マイクロチップ情報の変更登録が必要となります。変更登録が完了すると、狂犬病予防法に基づく市への登録も併せて完了するため、窓口での手続きはありません。

必要な届け出	届け出理由	届け出先
新規登録	・新たにマイクロチップを装着したとき	環境省ウェブサイト (犬と猫のマイクロチップ情報登録) 手続き先はこちら 
	・保護犬を譲り受けたが前の飼い主が不明で鑑札がないとき	市環境課、東部出張所、市内動物病院
所有者の変更 犬の所在地や名前の変更 犬の死亡	・ペットショップやブリーダーから犬を取得したとき	環境省ウェブサイト (犬と猫のマイクロチップ情報登録) 手続き先はこちら 
	・令和 4 年 6 月以降にマイクロチップを装着した犬のとき	
	・鑑札が交付された犬のとき ・鑑札を紛失した犬のとき	市環境課、東部出張所、市内動物病院

●狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病は、発症するとほぼ 100% 死に至る恐ろしい感染症です。そのため、毎年 1 回、原則として 4 月から 6 月の間に狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けることが法律で義務付けられています。近くの動物病院で必ず接種をお願いします。

市と盛岡市の一部の動物病院では、注射を接種した際に、その場で注射済票の交付を受けることができますが、市の契約動物病院以外で接種した場合は、市の窓口で注射済票の交付を受けてください。

●犬の散歩マナーについてのお願い

犬の散歩中のふんの放置や私有地への立ち入りに関する相談が複数寄せられています。犬は大切な家族の一員ですが、その行動に対する責任は全て飼い主にあります。みんなが気持ちよく暮らすため、改めて犬の散歩マナーについて理解と協力をお願いします。

①犬の排せつに関するマナー

犬の散歩中の排泄については、ふんの持ち帰りはもちろんのこと、尿についても十分な配慮が必要です。玄関先や門、ポスト、配達物容器、塀などへの排尿は、建物や器物の汚損、悪臭の原因となり、大きな迷惑行為となります。

②私有地への立ち入り

散歩中であっても、他人の敷地内（庭・玄関先・アプローチなど）に立ち入ることや、犬を立ち入らせることは適切ではありません。

③犬の散歩にあたっての注意点

- ・リードを必ず装着し、犬を適切にコントロールする
- ・他人や他の動物を驚かせない、近づけすぎない
- ・私有地や建物のそばで立ち止まらせない
- ・餌や食べ物を放置、探させる行為をしない
- ・早朝・夜間も含め、周囲の生活環境に配慮する

▶問い合わせ

環境課 ☎ 656-6510

マイクロチップ情報登録について

(公社) 日本獣医師会 ☎ 03-6384-5320